会議名	平成28年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会
開催日時	平成28年9月26日(月)午後1時30分から 開催形態 公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階 第3会議室
出席委員	会長:8番 後藤 進 会長職務代理:6番 藤井明男 委員:1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 合計8名
欠席委員	
農業委員 会事務局	事務局長:髙橋恵一 主査:原田智香 主任主事:小宮正道
議事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 非農地証明願について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
	日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
会議の概要	会 長:ただ今から、平成28年第9回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、7番吉田委員と8番私 後藤を指名します。会 長:それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号45号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
	事務局:(議案番号45号を朗読)(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端西地区の農業振興地域内の農用地 1筆、位置図の一番南の農地が農用地です。ほか普通調整2筆の合計3筆の畑です。当案件は、息子が同居し兼業農家として耕作し始めたのを機に、農業経営を安定させるため所有権を移転するものです。自宅から当該地までの通作距離は約0.8kmで、車で5分ほどです。譲受人の耕作状況につきましては、譲受人を含めた世帯3人で農業に常時従事しており、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。また耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。 会長:続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番:9月14日に事務局と現地調査をしました。すべて耕作されていました。息子さんは兼業農家で従事されるとのこと。問題ないと思われます。 会長:ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願いします。 会長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 会長:では全員賛成ですので、議案番号45号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。次に日程第2農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案番号46号を上程します。本案件については6番委員が譲渡人(使

用貸人)となっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(6番委員 退席)

会 長:事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号46号を朗読)(説明)

本案件は6月の定例総会で意見決定し転用許可済みの案件です。分家住宅を建設するにあたり、開発許可が同時許可されましたが、その開発許可申請時に工事内容の調整がありました。当初、東側の隣地との境界をブロック積で施行する予定でしたが、被害防除を強化するためにRC 擁壁に変更するものです。

会 長:担当地区委員は退席している6番委員ですので代わりに私から、補足説明 をします。

事務局の説明のとおり強化するということですので、問題ないと思われます。

会 長:ではこれより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は 挙手願いします。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号46号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長:では全員賛成ですので、議案番号46号は原案のとおり変更を認め、意見書を添え県に進達することに決定します。

(6番委員 入室・着席)

会 長:次に日程第3、非農地証明願について議案番号47号を上程します。事務 局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号47号を朗読)(説明)

当案件は、位置図にありますとおり一之宮の市街化調整区域、いわゆる普通調整、白地にある土地で、申請人が昭和50年に相続し昭和60年頃に物置を建て、現在に至っています。立地基準は第3種農地で「住宅の用 若しくは事業の用に供する施設または公共施設 若しくは公益的施設が連たんしていること」に該当し、宅地化の状況がある程度に達している区域とされます。航空写真により20年以上、物置が建っていること、また課税状況も宅地課税と確認しています。

会 長:続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番:9月14日会長と事務局とで現地調査に行っています。事務局の説明のと おり物置小屋があるので農地復元は、難しいと考えます。

会 長:両隣には家も建っており宅地化が進んでいて、農地復元は難しいと思います。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号47号について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長:では全員賛成ですので、議案番号47号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定について、議案番号48号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号48号を朗読)(説明)

当案件につきましては、平成25年に申請人が新規就農した際、所有者と3年間の利用権を設定したものの更新です。現地は当初より畑として管理されています。所有者と耕作者から更新の申し出があり、3年間の利用権

を設定するものです。耕作者は当時秦野市に居住していましたが、その後 結婚され子どもも生まれ、圃場に近い海老名市に住居を移し、苗物を中心 に引き続き農業に励んでいます。

会 長:続いて地区担当委員から、現地調査の詳細並びに補足説明をお願いします。

7 番:9月14日事務局と現地調査してきました。畑は荒れていませんでした。 偶然にも申請人が現地にいて話をしましたが、農業に対する意欲を感じる ことができ、問題ないと思われます。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号48号について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号48号は原案のとおり決定通知書を寒川 町長に送付します。

会 長:続いて日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号59号、60号の2件と、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号61号から68号の8件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局:(報告番号59~68号を朗読)(説明)

いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

会 長:報告番号63号と68号、同一のようですが再度、説明をお願いします。

事務局:報告番号63号については8月19日受理で、地積が451㎡でした。その後、錯誤により地積更正があったため再度、9月5日地積481㎡で受理をしています。

会 長:よろしいでしょうか。他に発言がないようですので届出の報告事項については了承されたこととします。

最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。

会 長:では、以上をもって平成28年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会い たします。

資 料

料 1. 平成28年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 吉田 勝己 議事録署名人(8番) 後藤 進

本議事録は、平成28年10月26日、承認・署名を得て確定しました。